

子育てしやすい職場づくり 奨励金対象制度について

1事業所あたりの
支給上限
20万円

※①の導入・利用実績で10万円、②～④のいずれかの
制度の導入・利用実績で10万円
※②～④は、3歳以上小学6年生以下の子どもがいる
労働者が利用可能な制度であることが必要です。

子育てしやすい職場づくり奨励金の対象として
いる制度の概要についてご紹介します。
詳細やご不明な点は最寄りの商工会議所または
商工会へ、お気軽にお問い合わせください。

子育てしやすい職場づくり奨励金申請までの流れ



① 時間単位の 年次有給休暇制度

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

労使協定に規定する内容

- 時間単位年休の対象労働者の範囲
- 時間単位年休の日数 ●時間単位年休1日の時間数
- 1時間以外の時間を単位とする場合はその時間数

Voice

1時間単位の休暇で、子どもの通院や学校行事に行きやすく、嬉しいです。



② 育児短時間勤務制度

1日の所定労働時間を短縮する短時間勤務制度です。

- ※1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとする必要があります。
- ※労働時間を6時間とする規定を設けた上で、その他の短縮内容を規定することもできます。(例:2時間以内で、30分単位での短縮など)

Voice

終業時刻が早くなり、小学校から帰宅する子どもを「おかえり」と迎えられる。



③ 始業終業時刻の 繰上げ繰下げ制度

1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻と終業時刻を変更する時差出勤の制度です。
総労働時間を変更することがないため、賃金を減額することなく柔軟に働くことができます。

Voice

始業時間を繰り下げ、朝子どもを保育園に送迎してから時差出勤できています。



④ フレックスタイム制度

一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時間、労働時間を自ら決めることのできる制度です。

対象となる労働者の範囲や清算期間など制度の基本的枠組みを労使協定で定める必要があります。

Voice

習い事のある曜日に早く帰る分、別の曜日に多めに働いて調整しています。



誰もが働きやすく、女性がいきいきと活躍する職場づくりをサポートします。

女性活躍や仕事と生活の両立に取り組む企業の登録制度があります。奨励金の申請とあわせて、登録してみませんか。



しまね女性の活躍応援企業
一般事業主行動計画
(女性活躍推進法*)の
策定・届出(労働局へ)

詳しくはコチラ



※女性活躍推進法と次世代法の一体型でも可



しまね子育て応援企業
(こっころカンパニー)
一般事業主行動計画
(次世代法*)の策定・
届出(労働局へ)

詳しくはコチラ



一般事業主行動計画の策定を支援するアドバイザー無料派遣制度があります

- 女性活躍推進法や次世代法に基づく行動計画が
いずれも未策定の場合で、従業員100人以下の企業が対象です。
- こっころカンパニー認定に必要な、就業規則の作成は支援に含みません。

詳しくはこちらまでお気軽にご相談ください。

島根県商工会議所連合会(松江商工会議所) TEL:0852-32-0506
各商工会および島根県商工会連合会 TEL:0852-21-0651
島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809

登録・認定申請
島根県女性活躍推進課へ

子育てしやすい職場づくりを更に後押し!

「しまね女性の活躍応援企業」と「こっころカンパニー」両方へ登録している企業等が利用できる補助制度があります。

女性活躍のための働きやすい 環境整備支援事業費補助金

休憩室やキッズスペースの整備などに加え、業務省力化のための設備・機器の導入や、時間外勤務削減のための社内研修の開催など、女性活躍の推進や、仕事と生活の両立ができる職場環境づくりに向けた取組を対象とする補助金制度を設けています。



しまねイクボスネットワーク加入企業募集中!

繋がる想い
幸せ広がる



しまねイクボス
ネットワーク
shimane ikuboss network

代表者自ら「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業で構成する「しまねイクボスネットワーク」への加入企業を募集しています。

